

独立行政法人国立高等専門学校機構 徳山工業高等専門学校と  
公益社団法人日本技術士会中国本部 山口県支部の連携協力に関する協定書

独立行政法人国立高等専門学校機構 徳山工業高等専門学校(以下「甲」という。)と公益社団法人日本技術士会中国本部 山口県支部(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は甲と乙が科学技術に関して相互に連携・協力して、21世紀の中核となる技術者の人材育成支援を推進し、もって地域社会の発展に貢献することを目的とする。

(連携協定)

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携する。

- (1) 技術士及び教職員の資質、能力の向上に関すること。
- (2) 学生の教育支援及び社会貢献活動に関すること。
- (3) 学校教育及び社会教育における諸課題への対応に関すること。
- (4) その他、学校教育充実等に関し必要と認められる事項に関すること。

(方法)

第3条 甲と乙は連携協力するにあたり、技術士、教職員の派遣及び受け入れ並びに施設設備の利用等について、お互いに便宜を図るものとする。

(経費)

第4条 甲と乙の連携協力に伴う経費は、原則として各自が負担する。ただし、特別に技術士、教職員の派遣及び受け入れを要請した場合は、要請した側がその経費を負担する。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結後1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の2ヵ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、同一条件で1年間更新し、以後も同様とする。

(協議)

第6条 甲又は乙のいずれかが、本協定内容の変更を申し出たときは、双方協議の上、必要な変更を行うものとする。

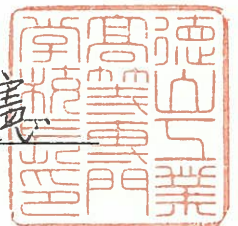
2 本協定に定めのない事項又は本協定に関し、疑義等が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

以上の協定締結の証として、この証書2通を作成し、双方署名の上、各自1通を保有する。

平成31年2月26日

甲 独立行政法人国立高等専門学校機構

徳山工業高等専門学校 校長 勇 秀 憲



乙 公益社団法人日本技術士会中国本部

山口県支部 支部長 住居孝紀

